

# 生徒心得

本校生徒は学則や生徒会会則を忠実に守り、常に生徒の本分を尽くし、明朗闊達な気風と、健全な心身を養うよう努力するとともに、下記の事項を守らなければならない。

## (1) 登下校の心得

1. 通学の際は本校所定の制服を着用すること。異装の場合は学級担任を通じ生徒指導部の許可を受けること。
2. 身分証明書は常に携帯し、必要があればいつでも提示しなければならない。
3. 通学途上においては社会マナーを守り、高校生として品位ある態度を失わないこと。
4. 8時40分登校完了とする。
5. 登校後は無断で外出しないこと。やむを得ない事情がある場合は、学級担任の許可を得ること。
6. 下校の際は消灯・戸締まりに注意すること。放課後または休日に教室を使用する場合は、学級担任の許可を受けること。
7. 帰宅時間が常より遅れることを予知した場合は、あらかじめ家庭に連絡しておくこと。
8. 休日または夜間に必要があって校舎に立ち入る場合は、学校管理人の許可を得ること。
9. 本校生徒以外の者をみだりに校舎内に引き入れないこと。必要ある場合はあらかじめ学校の許可を得ること。

## (2) 校内生活の心得

1. 校内においては静粛を旨とし、廊下は右側を通行する。
2. 職員・来賓に出会ったときは、礼を失わないよう心掛けること。
3. 応対態度・言葉遣いは特に注意し、上品であるよう心掛けること。
4. 授業の始めと終わりは全員で起立して挨拶を行うこと。
5. 集会時は、敏速に行動し、私語を慎み、全体の秩序を乱さないようにすること。
6. 校舎内外の清潔整頓には常に留意し、美化の徹底に努めること。
7. みだりに他教室・保健室・技師室等に入出入りしないこと。
8. 欠席・遅刻・早退の場合は遅滞なく学校に届けること。病気のため1週間以上にわたり欠席・遅刻・早退する場合は医師の診断書を添えること。
9. 校舎・校具・図書その他一切の備品は丁寧に扱い、落書きをしたり、損傷することのないよう努めること。もし誤って損傷した場合は学級担任または係職員に届け出ること。特に使用許可を受けるべきものについては、必ず係職員に届け出て使用し、使用後は所定の場所に整頓しておくこと。
10. 所持品にはすべて学年・組・氏名を明記すること。なお、学習に不要なものは持参しないこと。
11. 所持品の紛失・拾得の場合は学級担任または週番職員に届け出ること。
12. 金銭の貸借をしてはいけない。
13. 暴力行為は一切してはならない。
14. 校地内における携帯電話等の使用は17時以降とする。ただし、下校時の保護者との連絡は昇降口でのみ可とする。

## (3) 校外生活の心得

1. 常に本校生徒としての誇りを持って行動すること。
2. 喫煙・飲酒及び、風俗営業場等、高校生にはふさわしくない施設・店舗への立ち入りは絶対しないこと。
3. 学校職員・面識のある関係者及び本校生徒に出会ったときは挨拶をすること。

4. 保護者・引率者をともなわない外出は、23時以降認めない。
5. 校外生活において事故が発生した場合は速やかに学級担任または生徒指導部へ連絡すること。
6. アルバイトは学級担任を通じて生徒指導部の許可を受けて行うこと。
7. 自動車等の免許の取得は、学級担任を通じて生徒指導部の許可を受け、3年生の11月1日以降とする。

#### (4) 整容の心得

整容は学校生活にふさわしい清潔で品格のあるものとする。

《男子》

- (1) 衣服 黒襟の標準型学生服を着用する。本校校章入りの前ボタンと袖ボタンを付ける。
- (2) 履物 革靴は茶か黒とする。その他は華美にならないものとする。校内上履きは本校所定のものを購入すること。
- (3) 外套 色→黒・紺・茶・グレーとする。  
生地→レザー・毛皮など高価・派手なものは不可とする。  
デザイン→華美なもの、高校生として不適切なものは不可とする。  
マフラーは防寒を目的とし、華美なもの、長すぎるものは不可とする。  
他校のものを着用することは認めない。
- (4) 頭髪 ①髪は目や耳にかからない長さとする。  
②極端な刈り上げや頭頂部と側頭部の長さに極端な差がある髪型は避ける。  
③パーマ、染髪、カールなどは認めない。

冬服

夏服



冬服

◎黒襟の標準型学生服を着用する。本校校章入りの前ボタンと袖ボタンを付ける。

夏服

◎本校指定白色ポロシャツを着用する。

## 《女子》

- (1)衣服 本校所定の制服を着用する
- (2)帽子 平常は認めないが冬季防寒の目的に限り使用しても良い。ただし、色は白・黒・紺とする。
- (3)外套 色→黒・紺・茶・グレーとする。  
生地→レザー・毛皮など高価・派手なものは不可とする。  
デザイン→華美なもの、高校生として不適切なものは不可とする  
他校のものを着用することは認めない。
- (4)履物 革靴は茶か黒とする。その他は華美にならないものとする。校内上履きは本校所定のものを購入すること。
- (5)頭髪 本校生徒としてふさわしい清楚なものとする。
  - ①髪は襟にかからない程度の長さとし、それ以上伸ばす場合は結ぶ。
  - ②パーマ・染髪・カールなどは認めない。
  - ③髪飾りなどは認めない。  
(ただし、髪を結ぶためのゴムは黒、紺、茶とする。ヘアピンはアメリカピンのみ認める。)

## 冬 服



- ◎ブレザーは指定紺色、2ッ釦W型で略章マーク入りのボタンのものを着用する。
- ◎スカートは指定タータンチェック（エンジ×紺）で20本車ヒダプリーツスカートを着用する。
- ◎スカート丈は膝中心とする。
- ◎長袖ブラウスは指定丸衿落とし衿型で、色は白。袖に略章マーク入り。
- ◎リボンはダブル蝶タイ（スナップ付）で正装用（エンジ）か略装用（緑）を着用する。
- ◎緑のマーク入りソックスを着用する。
- ◎セーターは学校指定のものとする。登下校時はブレザーを着用しなければならないが、校内においてはその限りではない。
- ◎指定紺色スラックスも着用できる。

## 合 服



- ◎上着を脱いでかわりにニットベスト（指定グリーン）、またはセーター（学校指定）を着用する。  
（ニットベストおよびセーターは冬季にも着用できる）
- ◎スカート・ブラウス・リボンは冬服と同様のものとする。  
（ただし、スカートは夏服でも良い）
- ◎指定紺色スラックスも着用できる。

## 夏 服



- ◎オーバースhirtは指定セーラー型、袖に略章マーク入りの半袖又は長袖を着用する。
- ◎スカートは指定タータンチェック（緑×黄）で20本車ヒダプリーツスカートを着用する。
- ◎リボンはクロスタイ2色（エンジと緑）を着用する。
- ◎本校指定紺色スラックスを着用する場合は、本校指定白色ポロシャツを着用する。